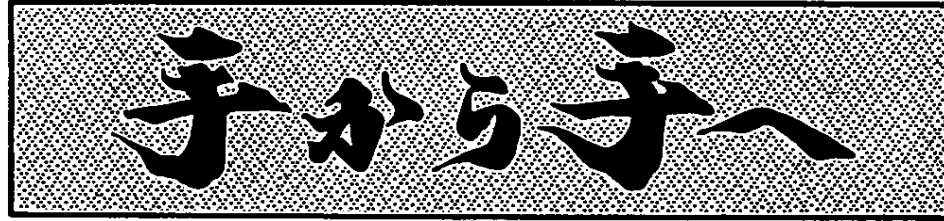


この『手から手へ』は全教職員に配布しています。
まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

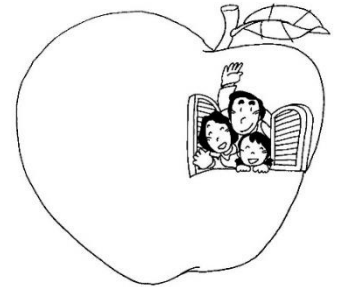
発行
東京都立大学労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http://tmu-union.org/



第 2903 号

2021年11月15日

年末一時金に関する要求書を提出！ ～回答指定日は11月18日（木）



東京都立大学労働組合は、2021年11月9日（火）2021年度年末一時金に関する要求書を提出し、団体交渉を行いました。

組合は、年末一時金2.5月分を全額期末手当とし、非常勤契約職員と非常勤教員にも正規職員及び常勤教員と同様に一時金を12月10日までに支給することを要求しました。

これに対して当局側からは、東京都人事委員会勧告などをふまえながら、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに協議していくことが表明されました。

組合からは、ガソリン価格の高騰、海外輸送用のコンテナ不足などの要因で、食料品、石油製品の値上げが続いているなか、コロナ禍のもとで職務を遂行している教職員に対して、一時金の減額などありえないことなどを主張しました。

また、臨時職員の雇い止めは、業務に支障をきたすこと、任期制を選択しなかった教員への差別賃金の解消、特任教員への一時金支給についても要求しました。

一時金の回答指定日は、11月18日（木）です。この間提出した、組合の要求についても、同日回答を求めます。

【組合】本日は、年末一時金に関する要求を提出します。要求については、後ほど書記長が説明します。

提出にあたって、組合の見解をいくつか表明しておきます。

10月15日東京都人事委員会は、都職員の給与等に関する勧告を行いました。その内容は、例月給について、公民較差が△103円（△0.03%）と、極僅かであるとして改定を見送りました。

一方、特別給については、民間の支給割合が都職員の支給月数を下回っており、均衡の観点から期末手当を0.1月引下げ、年間支給月数を4.45月とするものです。全額が期末手当の会計年度任用職員に与える影響を一切考慮しないものとなっています。

ガソリン価格の高騰、海外輸送用のコンテナ不足などの要因で、食料品、石油製品の値上げが続いています。大都市東京の大手民間実勢や、厳しさを増す職員の生活実態を踏まえれば、一時金の引き上げは当然であり、組合の要求こそ、正当性があるものと確信しています。

大学・高専の教育、研究を担っている教職員の気持ちを受けとめて、納得のいく良い回答が示されることを期待しております。臨時・非常勤職員、特任教員についても踏み込んでいただきたいと思えます。

先ず、職員に関する要求です。

臨時職員について、組合が行ったアンケートの結果は、大多数が雇い止めの回避を求めています。60月で機械的に雇い止めを行えば、新たに採用する事務も発生します。雇い止めとなる臨時職員はコロナ禍で新たな職を求めることも困難です。なにより、新たに採用される臨時職員が仕事に習熟するまでの期間、業務に支障をきたすことは明らかです。

大量採用、大量離職はブラック企業の特徴だと言われています。新規採用の職員にとって、正規職員と同等の仕事をこなしている非常勤契約職員やベテランの臨時職員の存在は心強いも

のです。内部登用選考を経て正規職員となった職員の非常勤契約職員としての経験も、業務執行に十分に活かされています。その後の活躍からも明らかです。人材確保という観点からも、従前の内部登用制度を復活するよう要求します。

2015年4月に、常勤契約職員制度を廃止し、正規職員1級への一括切り替えが行われたことは、組合も評価しています。退職に際して、非常勤契約職員と常勤契約職員時代の職歴も、退職手当への勤務期間として算入することを要求します。常勤契約職員制度の廃止に伴い、非常勤契約職員の内部登用選考も2年間、正規職員1級への選考となりました。正規職員1級は、給与表上も、求められる職責も廃止された常勤契約職員と同様です。正規職員1級の職歴は退職手当への勤務期間として算入されるのですから、少なくとも、常勤契約職員時代の職歴も当然、退職に際して考慮されなければなりません。組合は、労働契約法20条の有期雇用による差別の禁止に触れると考えています。今次確定期までの当局の決断を求めます。

次に、教員の賃金・労働条件についてです。

これまでも、繰り返し要求してきましたが、「任期制を選択しなかった」教員の号級上の差別を解消する問題です。任期の有無に関わらず、同等の職務を全うしてきたことは、当局も認めているところです。任期は本人の同意がなければ付すことができないものです。任期制を選択した教員の昇給制度は、5年間で20号昇給するという、従前の昇給幅であり、任期制というリスクを補うものではありませんでした。任期制を選択しなかった教員の昇給を低く抑えることで、あたかも任期制に対するインセンティブを与えていたかのように見せていたに過ぎないもので、当時の法人の方針に従わなかったものへ懲罰とも言えるものです。標準で1年4号の昇給は当然のことで、非任期であった教員に対する給与の格付けの問題については、早急に是正を強く求めます。

裏面に続く⇒

また、一時金については、特任教員についても支給対象とするよう要求します。

法人発足後、15年が経過していますが、都職員に付与されている長期勤続休暇の制度が法人にはありません。既に提出している組合の要求を踏まえ、回答を求めます。

定年延長については、国や東京都でも、2023年から2年に1歳ずつ引き上げる方向で準備が進んでいます。延長後の給与については、職務給、同一労働・同一賃金の原則からしても、引き下げることなど認められません。

一時金については、11月18日までに回答してください。

私からは、以上です。

【当局】ただ今、「年末一時金に関する要求書」を承りました。

私から、現時点における私どもの基本的な認識を申し上げます。

本年の都の人事委員会勧告は、例月給が改定見送りとなる一方、特別給は2年連続で引下げとなっております。しかし、その引下げ幅は国や多くの他団体よりも小さく、全国で最も高い支給月数が勧告されているところです。

言うまでもなく、法人教職員の給与は、法人として自主的、自律的に決定するものですが、その前提として地方独立行政法人法が定めるとおり、民間企業の賃金情勢や国、都等の動向など、社会一般の情勢に適合したものでなければなりません。

また、御承知のとおり、本法人の運営はその大半を都からの交付金により支えられています。

引き続き、東京都の理解と支援を得ながら、自主的、自律的な経営を行っていくためには、教職員の給与について、十分に社会的な説明責任を果たせるものでなければなりません。

法人は、これまでも、こうした状況を十分に勘案した上で、自律的に教職員の年間給与水準を定めてまいりました。

今後も、給与制度の検討に当たりましては、民間企業の賃金情勢や、都の人事委員会勧告等の内容、国、都等の動向に加え、これまでの法人の取組、教職員の構成状況等を踏まえた上で、総合的に判断していく必要があると考えています。

なお、東京都派遣職員につきましては、東京都において、職員の給与に関する条例の改正があった場合、法人と東京都の「職員の派遣に関する取決め書」により、東京都と同様の措置を取ることとなります。

加えて、これまでに皆さんから頂いた人事、給与制度等に関する要求につきましては、現在、真摯に検討を続けているところでございます。

いずれにいたしましても、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに、誠意を持って、皆さんとの協議に全力で取り組んでまいりたいという考えに変わりはありませんので、よろしくお願いたします。

私からは以上です。

2021組発第4号
2021年11月9日

東京都公立大学法人
理事長 山本 良一 殿

東京都立大学労働組合
中央執行委員長 増田 士朗

年末一時金に関する要求書

10月15日、東京都人事委員会は、一時金について、年間支給月数を0.10月分（再任用職員0.05月分）引き下げて4.45月（再任用職員2.35月）とし、引下げを全て期末手当で実施するという勧告を行いました。実質賃金が減って生活悪化が続いている東京都の教職員に、賃下げを強いようとする不当勧告を断じて容認することはできません。

首都圏に暮らす法人職員は、高物価・高家賃、長時間通勤など、他県・他都市と比べて、特別に高い経済的負担と厳しい生活条件に置かれています。都人事委員会が発表した資料によると、1人世帯から5人世帯までの全てで、昨年より生計費が増加しており、2人世帯では、61,330円も増えています。

こんにち日本のGDPの6割を個人消費が占めると言われるなか、コロナ禍の経済的ダメージを軽減すべく、消費喚起に取り組んでいますが、賃下げで10万円の特別給付は消費に向けられておらず、その努力を水の泡にする愚策と言わざるを得ません。

教職員は、生活改善につながる賃上げの実現と年末一時金の改善に期待を寄せています。本日、下記のとおり、要求書を提出いたします。すでに提出した要求も含めて、誠意ある回答を求めます。

記

1. 年末一時金について、2.5月分を12月10日までに支給すること。支給にあたっては、全額期末手当とすること。
2. 非常勤契約職員にも正規職員と同水準の一時金を支給すること。
3. 非常勤教員にも常勤教員と同水準の一時金を支給すること。
4. 以上の回答を、11月18日（木）までに行うこと。